

岐阜県公報

目次

告示

建築基準法による中間検査の実施に関する告示の一部改正

(建築指導課)

ページ

号外(一) 平成二十五年五月二十日

告示

岐阜県告示第百八十六号

建築基準法による中間検査の実施に関する告示(平成十九年岐阜県告示第四百八号)の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十日から適用する。

平成二十五年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

二中「六年間」を「九年間」に改める。
三を次のように改める。

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物とする。

1 法別表第一(一)の項から四の項までの欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が三以上のもの

2 共同住宅で階数が三以上のもの

平成二十五年五月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社